

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第15号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「伏見区向島小中一貫教育校開設準備室」を「向島秀蓮小中学校開設準備室」に改める。

第2条第2項中「伏見区向島小中一貫教育校開設準備室」を「向島秀蓮小中学校開設準備室」に改める。

第4条学校統合推進室の款伏見区向島小中一貫教育校開設準備室の項を次のように改める。

向島秀蓮小中学校開設準備室

(1) 向島秀蓮小中学校の開設準備に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)